

このたびの地震に関連するよくあるご質問

このたびの地震に関連して、よくお問い合わせいただく質問を掲載しています。

Q. 地震保険とはどのような保険ですか？

地震保険は「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」を原因とした建物や家財の損害を補償するための保険で、火災保険と必ずセットで加入いただくことになっています。なお、地震保険の対象は居住用建物および家財にかぎります。

Q. 地震保険は店舗や事務所等の建物等も対象となりますか？

地震保険の対象となるものは居住用建物（居住の用に供される建物）および生活用動産（居住用建物に収容されている家財）です。店舗や事務所のみで使用されている建物や営業用什器等は対象となりません。

Q. 地震保険に加入していれば地震等による損害はすべて補償されますか？

地震保険は地震等により保険の対象に所定の損害（「一部損」、「半損」または「全損」）が発生した場合にそれぞれの損害に応じた保険金をお支払いします。

したがって、「一部損」に至らない場合（例えば窓ガラスが1枚割れた、テレビだけが倒れて破損した等）は補償されません。

Q. 余震がたびたび起こっていますが、最初に被害の連絡をした後に、再度余震で建物の損傷が広がった場合はどうなりますか？

72時間以内に生じた2つ以上の地震による損害は、一括して1回の地震による損害とみなした上で、その地震による最終的な損害が「一部損」「半損」「全損」のいずれかに該当するかを判定します。

Q. 地震保険の全損・半損・一部損とはどの程度の損害ですか？

地震保険における全損・半損・一部損とは下記の通りとなります。

■ 建物の「全損」「半損」「一部損」について

	認定の基準（①②または③）		
損害の程度	① 主要構造部（注）（軸組、基礎、屋根、外壁等）の損害額	② 焼失または流失した床面積	③ 床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—

半損	建物の時価の 20%以上 50%未満	建物の延床面積の 20% 以上 70%未満	—
一部損	建物の時価の 3%以上 20%未満	—	建物が床上浸水または 地盤面より 45cm を超 える浸水を受け損害が 生じた場合で、当該建物 が全損・半損・一部損に 至らないとき

(注) 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）となったときは、全損とみなします。

■家財の「全損」「半損」「一部損」について

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の 80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価の 30%以上 80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の 10%以上 30%未満

Q. 火災保険で地震による火災も補償されますか？

火災保険だけでは、地震・噴火等による火災等の損害は補償されません。別途、地震保険へのご加入が必要です。

※火災保険でも地震火災費用保険金がお支払い対象となる場合もありますが、補償額は限定的な内容となります。

詳細につきましては、弊社代理店または弊社営業店にご照会ください。

Q. 地震による損害が発生した場合どうすればよいですか？

弊社または弊社代理店までご連絡ください。

【地震による被害のご連絡・ご相談、商品・サービスのご照会】

◎「日新火災テレホンサービスセンター」

フリーダイヤル 0120-25-7474 [24時間・365日]

【地震による被害のご連絡・ご相談】

◎「東北地方太平洋沖地震 首都圏対策室」

フリーダイヤル 0120-24-2787 [平日午前9時～午後5時]

被災地はかなり混乱しておりますので、損害調査等に伺うまでに時間がかかることも予想されます。また恐縮ですが修理や取片づけに取り掛かる場合には、事前に被害状況を写真

にとっておくなどご協力をお願いします。

Q. 自動車保険に加入していますが、地震や津波による損害は補償されますか？

通常の自動車保険では、地震、噴火または津波を原因とする損害は保険金のお支払いの対象になりません。

Q. 地震による津波で車が冠水して動きません。レッカー搬送してください。

地震、噴火または津波を原因とする事故や故障は、自動車保険のレッカー搬送サービスの対象になりません。

Q. 津波で車が流されたので自動車保険の解約の手続きをしたいのですが。

被災された日に遡って解約することができます。お手続きの詳細については当社代理店または当社営業店までお問い合わせください。

Q. 今回の地震によるケガは傷害保険やジョイエ医療保険で補償されますか？

積立型を含む傷害保険では、地震を原因とするおケガは保険金のお支払い対象になりません。一方、ジョイエ医療保険では、今回の地震でケガされ入院や手術された場合については保険金をお支払いいたします。

Q. 海外旅行保険は、地震が対象と聞きましたが、国内旅行傷害保険は地震によるケガは補償されますか？

国内旅行傷害保険は、海外旅行保険と異なり、地震、噴火または津波を原因とするおケガは保険金のお支払い対象になりません。

Q. 地震保険を単独で契約することはできますか？

地震保険は単独でご契約いただくことはできません。必ず火災保険とセットでご契約ください。

Q. 火災保険の保険期間の途中で地震保険に加入することはできますか？また、地震保険期間中にご契約金額を増額することはできますか？

火災保険の保険期間の途中から地震保険に加入いただくことも可能です。ただし、すでに地震による損害が発生している場合には、その損害については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。（ご加入時に損害の有無を確認させていただきます。）

また、保険期間の途中において、地震保険のご契約金額を増額することができます。ただし、地震保険のご契約金額は、火災保険のご契約金額の 30～50%の範囲内で設定することが条件となっていますので、ご契約金額を増額する場合にもこの条件が適用されます。な

お、ご契約金額の増額に際しましては、対象の建物・家財を確認させていただいたうえでのお手続きとなります。

Q. 地震保険を長期で加入することはできますか？

火災保険が長期のご契約であれば可能です。

ただし、ご加入いただける保険期間は最長で 5 年間となりますので、火災保険の保険期間が 5 年超のご契約の場合には、ご加入いただいた地震保険の満期後に、地震保険に継続加入いただくこととなります。

Q. 地震保険には、割引はあるのですか？

地震保険には、下記 4 種類の割引制度がございます。

- ・ 建築年割引（昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物）
- ・ 耐震等級割引（住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、品確法）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物）
- ・ 耐震診断割引（地方公共団体等による耐震診断等の結果、改正建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たすことが確認できた建物）
- ・ 免震建築物割引（品確法に基づく免震建築物であること）

上記割引につきましては、所定の確認資料をご提出いただかないと割引の適用ができません。また、重複して割引を適用することはできません。

詳細につきましては、弊社代理店または弊社営業店にご照会ください。

Q. 地震保険に加入できるのはどのようなものですか？

地震保険の対象になるものは、居住用建物およびその収容家財です。ただし、家財のうち下記の内容は保険の対象に含まれません。

- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・ 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超えるもの
- ・ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿など

Q. 地震保険はいくらまで保険を付けることができますか？

地震保険のご契約金額は、火災保険のご契約金額の 30～50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物 5,000 万円、家財 1,000 万円が限度となります。

Q. 自分が地震保険に加入しているか分かりません。確認するにはどうすればいいですか？

弊社代理店または弊社営業店にご照会ください。連絡先がお手元にはない場合は、弊社テレ

フォンサービスセンター 0120-25-7474（365日・24時間受付）までお問い合わせください。

Q. 地震によって入居している賃貸住宅が損傷しましたが、大家さんに弁償する必要がありますか？

通常は、賃貸住宅が地震により損傷しても、貸主に対する賠償責任は生じません。

Q. 地震によって建物が損壊し、隣家の外壁に傷をつけてしまいました。自分の火災保険で隣家の損害は補償されますか？

隣家への地震による損害は、火災保険では補償されません。隣家をご自身で地震保険にご加入いただいている場合、損害の程度によっては、その保険で補償対象となる可能性があります。

Q. 個人賠償責任保険には加入していますが、地震保険には加入していません。地震で建物が倒壊して、隣家に被害がある場合補償の対象になりますか。

個人賠償責任保険では、地震、噴火または津波を原因とする損害は保険金お支払いの対象になりません。